

## シリーズ企画

# オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その34) ・塩崎厚生労働大臣が「談話」 ・「受動喫煙防止対策強化」追加資料

北九州市医師会広報委員会委員  
産業医科大学産業生態科学研究所  
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

### ①塩崎大臣の心意気がのぞく

国政とは関係のない瑣末な問題に振り回された第193回通常国会が6月18日に閉会しました。飲食店等のサービス産業を含めて屋内を禁煙化する法規制は、国会に上程されるどころか厚生労働部会でまともな審議も行われませんでした。昨年10月、厚生労働省が示した「たたき台」で、飲食店等は「原則禁煙(喫煙専用室設置可)」から、3月1日の修正案で「飲食店のうち、小規模(●㎡以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る)は、喫煙禁止場所としない」と後退はしたものの、自由民主党のタバコの販売の促進を目的とする「たばこ議員連盟」が示したとんでもない対案をキッパリとはねつけたことは前号で紹介しました(ちなみに、厚生労働省は「●㎡以下」について具体的な面積基準は示していません)。

中途半端な妥協をしなかった塩崎恭久大臣による秋の臨時国会に向けての決意表明とも言える「受動喫煙防止対策の徹底に関する談話」が厚生労働省のホームページの報道発表資料(6月20日)に公開されましたので全文を紹介します(資料1)。談話の3頁目で「原則屋内禁煙」としながらも小規模店での喫煙を容認することは激変緩和措置であり、恒久的な対策ではないことを明記している点に塩崎大臣の心意気が見えます。

今回の禁煙推進派VS.反対派のやりとりは何十回と報道されましたので、屋内の禁煙化について国民の関心が高まってきております。このタイミングで小池都知事が選挙公約どおりに東京都受動

喫煙防止条例を成立させれば、秋の臨時国会、もしくは、その次の通常国会で審議せざるを得なくなるでしょう。せつかく秋以降に結論を引き延ばされた法規制ですから、その間に横倉義武日本医師会会長が協力を呼びかけている署名等を通じて世論をさらに盛り上げていきましょう。締め切りは7月7日まで延長されましたし、今後もきっと延長されると思います。そして、6月号で書いたように、一人でも多くの国会議員に民意が届くように手紙、FAX、電話をしましょう。

### ②WHO事務局長からの日本政府宛て書簡

法規制に反対する人たちを説得するための科学的な根拠をまとめた資料ですが、3月の最初の版以降2つの修正が行われました。まず、世界保健機関(WHO)の事務局長マーガレット・チャン氏から日本政府に宛てた書簡が追加されました(資料2=17ページ参照)。日本の屋内禁煙化が世界から注目されていることを自由民主党のたばこ議連に理解して欲しいものです。次に、居酒屋で受動喫煙の被害に遭った外国人たちの生の声を取り上げられています(資料3=18ページ参照)。ガイドブックなどで日本独特の居酒屋文化を楽しみにしている外国人も多いことでしょう。屋内禁煙が常識である国々からやってくる外国人は、居酒屋の煙にビックリしている様子が分かります。禁煙は「おもてなし」の基本であることをこの資料を使って私たちも広報していきましょう。

## 資料1. 厚生労働省、報道発表資料(2017年6月20日)

### 受動喫煙防止対策の徹底に関する談話

平成29年6月20日  
厚生労働大臣 塩崎恭久

本年1月の内閣総理大臣施政方針演説で、「受動喫煙対策の徹底」を行う明確な姿勢の表明がありました。

受動喫煙の防止については、これまで我が国は、平成15年以降14年もの間、健康増進法に基づき、施設の管理者に受動喫煙防止の「努力義務」を設け、自主的な取組みを推進してきました。しかしながら、たばこを吸わない人が8割を超えているにもかかわらず、未だに多くの国民が飲食店や職場等の「公衆の集まる場」において深刻な受動喫煙の被害に遭っています。

国民全体の健康に責任を負っている厚生労働省としては、「全ての国民の命を守り、子どもたちの未来を守る」ため、「原則屋内禁煙の実現」を最優先課題の一つと位置づけ、第193回国会（常会）での法案提出に向け、検討を進めてまいりました。

これまでの議論を通じ、「望まない受動喫煙をなくす」という法案の目的をはじめ、多くの点では関係者の意見の一致をみることができました。その一方で、受動喫煙被害の最大の現場となっている飲食店の取扱いについては、前提となる客観データに関する周知不足やこれらエビデンスに基づく議論が十分できず、国民の多くが成立を望んでいた法案の中身につき、残念ながら結論に至っていません。

厚生労働省としては、この度の法案協議過程の議論及び報道等を通じて、受動喫煙対策の必要性及び重要性につき国民的な理解が深まったことは、公衆衛生の観点からは大きな進展と捉えています。今後、できるだけ早期の法案提出に向けて、以下に掲げるような受動喫煙対策の必要性を巡る科学的データや海外での実例等につき、飲食店団体その他の法案関係者への一層の周知に努め、理解を求めていく考えです。<sup>1</sup>

- 国立がん研究センターの発表によれば、受動喫煙を受けなければ亡くならず済んだ方は、国内で少なくとも年間約1万5千人とされています。
- 厚生労働科学研究班の推計によれば、受動喫煙による超過医療費は年3,000億円以上とされています。
- 国民健康・栄養調査によれば、非喫煙者が受動喫煙被害に遭遇する機会として一番多いのは飲食店です。
- 世界保健機関（WHO）によれば、間仕切りやエリア分けなどによる多くの「分煙」措置は、受動喫煙被害の防止効果が乏しいことが、様々な研究で明らかとされています。

- 世界保健機関 (WHO) と米国国立がん研究所が共同でまとめた報告書によれば、受動喫煙防止政策によりバーやレストランなどサービス業部門に負の影響は与えないことが示されています。また、愛知県や大阪府の調査でも、自主的に全面禁煙にした店舗のほとんどで経営に影響がなかったことが示されています。
- 屋内での対策以前に、国内では「屋外 (路上) での喫煙が規制されている」との御意見もありますが、全国 1,741 の市町村のうち、路上喫煙を何らかの形で規制する条例があるのは 243 (全体の 14%) に留まり、条例の具体的な内容を見ると、私有地を含めた屋外でまったく喫煙ができないという自治体はありません。
- 2010 年の WHO と IOC による「たばこのないオリンピック」の合意以降、全ての開催国 (英国、ロシア、ブラジル、韓国) では、国レベルで、飲食店を含む「公衆の集まる場」で罰則付きの法制度が導入されています。

<sup>1</sup> 各項目の詳細については、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153190.html>) をご参照ください。

なお、一定規模以下の飲食店については「原則屋内禁煙」の例外措置として、「喫煙店」であることの表示義務や、「未成年者を立ち入り禁止とする」という義務を課すことにより、喫煙専用室がなくても喫煙可能とするべきという意見があります。

厚生労働省としては、こうした例外措置の導入を全面的に否定するものではありません。しかし、かかる施策の受動喫煙防止効果はあくまで限定的なものであることから、広範な例外措置を恒久的に認めることは受動喫煙被害を助長・容認する結果となりかねません。したがって、例外措置を認めるとしても、あくまで小規模飲食店を対象とし、かつ、時限を明確にした激変緩和措置としての位置づけとすべきであるとの立場です。

受動喫煙に伴う深刻な健康被害の実態は、世界的にも科学的に証明されています。したがって、感染症対策など他の社会的規制同様に、あくまで科学的・客観的な視座に基づいた議論を基軸に対策の在り方も検討されなければなりません。喫煙者の方々も、飲食店事業者の方々も、「望まない受動喫煙をなくす」という法案の趣旨自体に反対される方は多くありません。厚生労働省としては、これら受動喫煙対策に関わる関係者の皆様の不安や心配に真摯に向き合い、安心してご協力頂ける環境を整えていく努力を続けてまいります。

2020 年のオリンピック・パラリンピック競技大会は我が国で開催されます。過去の開催国が大事に紡いできた「たばこのないオリンピック・パラリンピック」という伝統を継承する責任があります。海外から訪れる多くの観光客を気持ちよく「おもてなし」する責任があります。厚生労働省としては、国民の健康を第一に、世界に恥じない受動喫煙対策の法案をできるだけ早期に提出すべく、引き続き全力で取り組んでまいります。

## 資料2. 厚生労働省資料「受動喫煙防止対策強化の必要性他」(3ページ目)

未定稿

WHO 事務局長（マーガレット・チャン）の書簡（仮訳）

2017年3月29日

拝啓

日本政府が公衆の集まる場（public places）での喫煙を禁止する新たな立法措置を検討している中、こうして手紙を書かせていただきました。2019年のラグビーワールドカップや、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、人々の健康を保護し、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（WHO FCTC）を履行するため、日本が全国レベルでさらに一步を踏み出すことを応援しています。

2010年に世界保健機関（WHO）西太平洋地域事務局長は、「タバコフリーのメガイベントのためのガイド」を公表しました。同じ年に、健康的な生活習慣、すべての人のためのスポーツを通じた身体活動、タバコフリーのオリンピックを推進していくことについて、WHOは国際オリンピック委員会（IOC）と合意しました。現在WHOとIOCはこの合意の更新にあたり、オリンピックが健康に資するレガシーをもたらすことを目指して、議論を続けています。

タバコフリーという方針は、1998年以降の各オリンピックで実施されてきました。現在では、呼吸器の健康を改善し心血管疾患を減らすという世界的な風潮を反映した方針となっています。2015年時点で、公衆の集まる場（public places）の喫煙を禁止している（屋内の指定喫煙場所がない）のは、レストランについては63か国、パブ・バーについては63か国、職場については64か国と、広がっています。

こういった対策は、FCTC第8条の実施につながるものです。日本を含む締約国は、「屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公衆の集まる場（public places）及び適当な場合には他の公衆の集まる場（public places）におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置」の実施を義務づけられています。第8条の実施のためのガイドラインは、日本を含む締約国により、2008年に採択されました。ガイドラインでは、第8条が示す義務について、「すべての屋内の公衆の集まる場（public places）、すべての屋内の職場、すべての公共輸送機関、場合によってはその他の（屋内または半屋内の）公衆の集まる場（public places）が二次喫煙の煙にさらされないようにすることによって万人に普遍的な保護を与える義務」とされています。

また、高所得国であっても低・中所得国であっても、たばこフリーという政策は、レストランやバーなどにマイナスの影響はないとされていることについても留意が必要です。実際、たばこフリーという政策は、経営にプラスの影響をもたらすこともあります。WHOとアメリカの国立がん研究所が出した、最新の「たばことたばこ対策の経済学に関する報告書」でも詳細が記述されていますが、（公衆の集まる場（public places）での）喫煙を禁止する法律は、売り上げ、雇用、店舗数に、平均的にはマイナスの影響を与えないとされています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で、長い伝統であるタバコフリーという政策を維持するよう、要請します。特に、屋内の公衆の集まる場（public places）での喫煙の完全禁止を全国レベルで実施するよう要請します。

熟慮に熟慮を重ねたことを、どうか受け止めてください。

敬具

事務局長 マーガレット・チャン  
（※下線は厚生労働省による）

資料 3. 厚生労働省資料「受動喫煙防止対策強化の必要性他」(7 ページ目)

## 居酒屋等の小規模な飲食店における外国人観光客および子ども

小規模な飲食店における喫煙環境についての Tripadvisor 口コミ(例)

雰囲気のある狭い飲み屋街(中略)唯一のマイナスイオンは、日本のどこに行ってもタバコ。

オーストラリア (35-49歳)

変わった体験をしたくて訪問(中略)ただ、タバコの煙が嫌いな人は絶対行かない方が良く、狭い空間を喫煙者と共有するのになります。

ニュージーランド (35-49歳)

日本の文化を楽しむには良い場所(中略)しかし、家族連れ、特に子供連れには、タバコが吸えるのでお勧めしない。

インドネシア (年齢不明)

外国人 焼鳥屋/約10席

外国人 子ども 居酒屋/約25席

外国人 子ども 居酒屋/約20席

外国人 居酒屋/約15席

外国人 子ども 居酒屋/約12席

7